

随時監査(公営企業会計に係る財務事務等の監査)結果報告

第1 監査の対象

病院事業会計
水道事業会計
下水道事業会計

第2 監査の期間

平成24年5月31日から平成24年6月25日まで

第3 監査の方法

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、平成23年度公営企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、下記の項目について、監査対象部局から提出された資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を求め、関係法令等に基づき適正に執行されているかどうかを監査した。

- (1) 平成23年度決算に関する証書類の作成は適正か。
- (2) 固定資産の管理及び記録は適正に行われているか。
- (3) 企業債の管理は適正に行われているか。
- (4) 未収金の管理及び回収は適正に行われているか。
- (5) 貯蔵品の管理及び記録は適正に行われているか。
- (6) 浜松市行政経営計画、中期財政計画及び各事業の経営健全化計画等は適正に執行されているか。

なお、監査対象部局から提出された資料等の審査及び分析並びに現地調査の一部を公認会計士に委託し、その意見を参考とした。

第4 監査の結果

次のとおりである。

病院事業会計

財務に係る事務の執行として、平成23年度決算に関する証書類の作成事務、固定資産管理事務、企業債管理事務、未収金の管理及び回収事務、貯蔵品管理事務、各企業における計画の進捗状況等を主眼に調査した。これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられた。

医療センター

1 健康福祉部病院管理課の事務に関する事項

(1) 固定資産について

固定資産台帳と固定資産の現物との実地照合(実地たな卸)が行われていない。

リハビリ病院

1 健康福祉部病院管理課の事務に関する事項

(1) 固定資産について

固定資産台帳に名称を「防水補修」、「窓用網戸貼替」、「天井改修工事」等として計上されているものがあるが、これらは修繕費であり、費用として処理すべきものと思われる。

計上対象を再度検証し、固定資産として計上すべきでないものについては、除却処理をされたい。

水道事業会計

財務に係る事務の執行として、平成 23 年度決算に関する証書類の作成事務、固定資産管理事務、企業債管理事務、未収金の管理及び回収事務、貯蔵品管理事務、各企業における計画の進捗状況等を主眼に調査した。これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられた。

1 上下水道総務課の事務に関する事項

(1) 固定資産について

建設仮勘定で計上されているもののうち、施設が竣工したものや整備計画が白紙となったものについて、本勘定への振替処理や除却処理が行われていない。

ア 本勘定への振替処理及び除却処理が行われていないもの

計上年度	計上内容	金額
平成 16 年度	大原浄水場第 5 配水池、 天日乾燥床、接合床設計業務委託	30,246,000 円

イ 除却処理が行われていないもの

計上年度	計上内容	金額
平成 17 年度	大原浄水場（第 1、2 配水池） 第 2 次耐震診断調査業務委託	35,000,000 円
平成 18 年度	大原浄水場（第 1、2 配水池） 耐震補強実施設計業務委託	16,500,000 円
	合計	51,500,000 円

下水道事業会計

財務に係る事務の執行として、平成 23 年度決算に関する証書類の作成事務、固定資産管理事務、企業債管理事務、未収金の管理及び回収事務、貯蔵品管理事務、各企業における計画の進捗状況等を主眼に調査した。これらの事務はおおむね適正に処理されていると認められたが、一部において次のとおり是正・改善を要する事項が見受けられた。

1 上下水道総務課の事務に関する事項

(1) 固定資産について

平成 23 年度に建設仮勘定から「構築物(排水設備)」に振り替えられたもののうち、82,587,303 円はポンプ設備であり、「機械及び装置」に振替処理をされたい。